

設計 審査	合議	設計者	主幹(土木)	主幹(技術長)	課長

原	本
公	示
監	督
員	用
公	単

平成30年度 施行

(H30年度-建築第22号)

工事名 元職員住宅解体工事 設計書

北海道幌加内町役場

元職員住宅解体工事 特記仕様書

No.1

I 工事概要

1. 工事場所： 雨竜郡幌加内町字幌加内

2. 解体する建築物等の概要

名称	構造・階数	面積(m ²)	棟数	備考
職員住宅	CB・W造・2階	123.23	1棟	S36・S58年

3. 指定工期： 契約日より 平成31年1月15日 まで

※入居中のため、現地作業は監督員と要協議のうえ、11月12日頃からとします。

4. 図面及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省官房官庁営繕部監修「公共工事標準仕様書(建築工事編)最新版」及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(最新版)」並びに「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)最新版」及び「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」による。

5. 関係法令等

- (1) 請負人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(産業廃棄物処理法)を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続きを行い、適切に施工すること。
- ・建設工事に係る再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法) ・石綿障害予防規則
 - ・大気汚染防止法・騒音規制法 ・振動規制法 ・水質汚濁規制法 ・PCB特別措置法
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法・フロン回収破壊法 ・労働安全衛生法
- (2) 請負人は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

6. その他

- (1) 上記指定工期は、マニフェストを含む書類整理を見込んだ工期です。
- (2) 本工事の解体数量は概数です。解体後協議簿により数量を決定します。
- (3) 解体後の敷地は後片付けをし、鉄筋等の残骸がないようにすること。
- (4) 建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録し計画書を提出すること。

7. 提出書類

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 1) 工事打合せ簿 | 6) 産廃マニフェストA・E票(写)及び集計一覧表 |
| 2) 完成写真 | (搬出入経路、車検証写し、車両ナンバープレートがわかるもの) |
| 3) 工事写真 | 7) 施工体制台帳関係 |
| 4) 社内検査報告書 | 8) 上記の電子データCD |
| 5) 産業廃棄物契約書(写) | 9) その他監督員の指示するもの |

- ・提出図書はドッチファイルにインデックス分けし、1冊提出のこと。
- ・完成写真は上記の外、1冊提出のこと。
- ・写真は個々のJPEGとアルバム形式をPDF化しCDに書き込み提出ファイルに添付のこと。

章	項目	特記事項
1 一般 共通 事項	1. 工事写真	写真撮影要領は、北海道の「営繕契約関係書類添付用写真作成の手引き 平成21年8月」、「営繕工事記録写真撮影要領 平成21年8月」及び、別紙「工事写真帳作成要領」に基づくこと。
	2. 施工中の安全確保及び環境保全	請負人は特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。 (1)労働者の安全衛生教育の徹底を行う。 (2)工事現場の安全パトロールの励行を行う。 (3)建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。 (4)第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5)公害防止に努める。 (6)善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、工事監督員と協議する。
	3. 交通安全管理	請負人は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。 (1)着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定し工事監督員に提出する。 なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者及び管轄警察署等と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。 (2)常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告する。 (3)工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに工事監督員に報告する。 (4)運送には、適法業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。 (5)建設機械(ブルドーザー、バックホウ等)は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音型の車両を使用すること。
	4. 下請負人等への支払いの適正化	下請負人及び資材業者に対する支払いについては現金払いとし、止むを得ず手形払いとするときは、当該手形期間を短くするよう努める。
	5. 建設業退職金共済制度	工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」であることを工事標識等に掲示すること。
	6. 工事標識	工事現場には、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。
	7. 産業廃棄物の運搬	産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。 (1)排出事業者が運搬する場合 <div data-bbox="555 1563 1077 1682" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 産業廃棄物収集運搬車 ← 5cm以上 ○○株式会社 ← 3cm以上 </div> (2)産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合 <div data-bbox="555 1742 1401 1899" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 産業廃棄物収集運搬車 ← 5cm以上 ○○株式会社 ← 3cm以上 000000号 ← 3cm以上(許可番号:下6けた以上) </div>

章	項目	特記事項
2 解体工事	1. 解体の方法	(1) 分別解体を行うこと。 (2) 解体方法は、次による。 ・設備機器及び内装材を人力(工事監督員と協議のうえ必要に応じて機械併用)により撤去する。 ・屋根葺き材は機械併用により撤去する。 ・構造体は機械により解体する。 (3) 躯体解体等の作業は、散水しながら行い、粉塵を近隣にまき散らさないようにすること。 (4) 工事の施工にあたっては、安全対策、周辺への影響の防止及び分別解体の方法等について工事監督員と協議のうえ、施工すること。
	2. 解体範囲	(1) 建物上屋及び基礎 (2) 建物解体に伴う地下埋設物(排水管・柵・給水管等)の解体範囲は建物周囲までとする。 (3) なお、給水管の止水位置は監督員と協議し、完成図として提出すること。 (4) 建築物、工作物等の土中解体範囲は、基礎捨コンクリート(砂利地業を除く)までとする。
	3. アスベスト成形板の処理工事	(1) アスベスト成形板の撤去にあたり、予め事前の施工調査を次の通り行う。 イ)アスベスト成形板使用部位の確認 ロ)アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認 ハ)アスベスト成形板使用数量の確認 ニ)廃棄物等の搬出方法 なお、成形板の使用部位及び範囲、種別に変更が生じた場合、工事監督員と協議すること。 (2) 特定化学物質等作業主任者の資格を有する作業管理者を選任し管理させる。 (3) アスベスト成形板除去作業は次の通りとする。 イ)アスベスト成形板の除去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行なう。 ロ)建物内部で除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラス破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。 ハ)アスベスト成形板の除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去する。 ニ)除去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 ホ)除去作業中には、防じんマスク、防護めがね及び作業衣を着用させる。 ヘ)除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。

章	項目	特記事項
		<p>(4)アスベスト成形板の集積、運搬等は次の通りとする。</p> <p>イ)除去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努める。</p> <p>ロ)細かく破碎されたアスベスト成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニル袋に入れる等、飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>ハ)除去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。</p> <p>ニ)アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。</p> <p>ホ)アスベスト成形板の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに工事監督員に報告し、確実に処理されたことの確認を受ける。</p> <p>(5)アスベスト成形板の処分等は指定された産業廃棄物処分場で処分する。なお、マニフェストにはアスベスト成形板であることを明示する。撤去されたアスベスト成形板の処分が完了したマニフェストを工事監督員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。</p>
2 解体工事	4. アスベスト成形板 使用部位	<p>(1) アスベスト成形板の使用については次の通り。</p> <p>屋外～軒天 屋内～なし</p>

工 事 名		元職員住宅解体工事					適用単価：建築H30第4回単価改定	
		一金					円也	
		内 訳 S36年新築 S58年増築 CB造及び木造 2階建て 解体面積～123.23㎡						
名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
1.とりこわし工事			1	式				
2.改修工事			1	式				
工事価格								
消費税相当額								
合 計								

名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 用
直接工事費							
		監督員事務所は設けない					
共通仮設費			1	式			
純工事費							
現場経費			1	式			
工事原価							
一般管理費			1	式			
工事価格							

名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1-1. 仮設工事							
仮囲い 工事用安全柵		立入禁止表示共 LED保安灯付 H=1200					
資材運搬費							
枠組足場		軒天撤去_妻面					
脚立足場		軒天撤去_桁面					
仮設資材運搬		4t					
敷鉄板設置・撤去		6000×1500×22~3枚					
敷鉄板運搬		往復					
計							

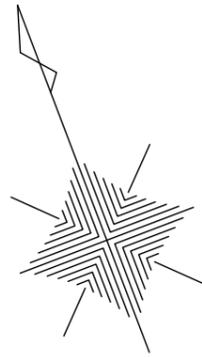
名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1-2. 解体工事							
CB造 基礎コンクリートとりこわし		ブレーカー併用 廃材集積・積込共	14.4	m ³			
CB造 上部ブロックとりこわし		手こわし併用機械解体 廃材集積・積込共	12.0	m ³			
木造物置 基礎コンクリート解体		ブレーカー併用 廃材集積・積込共	1.8	m ³			
木造 上屋解体		手こわし併用機械解体 廃材集積・積込共	43.4	m ²			
とりこわし機械運搬費		排出ガス対策型 0.8m ³	1.0	台			
外壁とりこわし		モルタル塗り撤去・集積共	73.4	m ²			
屋根とりこわし		鉄板葺き撤去	129.0	m ²			
内装材とりこわし		集積共 壁	357.0	m ²			
内装材とりこわし		集積共 天井	124.0	m ²			
内装材とりこわし		集積共 床	144.0	m ²			
内装材 積込み			6.3	m ³			
流し台撤去		集積共	1.0	台			
畳撤去		集積共 1畳	32.0	枚			
開口部とりこわし			17.0	か所			

名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
アスファルト舗装撤去		集積・積込共 t=50	37.5	m ²			
縁石撤去		120×150×600	21.5	m			
解体後整地		敷き均し	338.0	m ²			
埋戻し土積込運搬		町振興捨場 バックホウ0.8m ³ 4.0km以下(3.3km)	27.4	m ³			
重機運搬費		町捨場積込用 排出ガス対策型 0.8m ³	1.0	台			
解体材運搬(富岡産業)	◇	22.5km以内(19.6km) 鉄筋コンクリート類 10t車	16.1	m ³			
解体材運搬(コタニ工業)	◇	49.5km以内(31.3km) コンクリートブロック類 10t車	12.0	m ³			
解体材運搬(旭川処理センター)	◇	49.5km以内(31.2km) 木材類 10t車	18.2	m ³			
解体材運搬(旭川処理センター)	◇	49.5km以内(31.2km) 仕上材 10t車	6.2	m ³			
解体材運搬(旭川処理センター)	◇	49.5km以内(31.2km) 選別不能物 10t車	6.5	m ³			
解体材運搬(町処分場)	◇	7.0km以内(6.8km) 金属類 10t車	2.0	台			
解体材運搬(コタニ工業)	◇	49.5km以内(31.3km) アスファルト類 10t車	1.9	m ³			
下水道管_塩ビ管 解体材運搬(富岡産業)	◇	22.5km以内(19.6km) 材料類 10t車	0.3	m ³			
計							

名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1-3. 解体材処分費							
解体材処分費	◇	富岡産業 コンクリート類	36.6	t			
解体材処分費	◇	コタニ工業 コンクリートブロック類(がれき等)	9.1	t			
解体材処分費	◇	旭川廃棄物処理センター 木材	11.2	t			
解体材処分費	◇	コタニ工業 アスファルト	4.4	t			
解体材処分費	◆	旭川廃棄物処理センター 廃石膏ボード	1.0	t			
解体材処分費	◆	繊維くず		t			
解体材処分費	◆	廃プラスチック類		t			
解体材処分費	◆	富岡産業 ガラス及び陶磁器くず	1.0	t			
解体材処分費	◆	ガラスウール	0.0	t			
解体材処分費	◆	旭川廃棄物処理センター 選別不能物	2.2	t			
解体材処分費	◆	旭川廃棄物処理センター 石綿含有物		t			
解体材処分費	◆	富岡産業 廃プラスチック類	0.1	t			
循環税相当額	◆		4.3	t			
計							

名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 用
直接工事費							
		監督員事務所は設けない					
共通仮設費			1	式			
純工事費							
現場経費			1	式			
工事原価							
一般管理費			1	式			
工事価格							

名 称	品 種	寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
2-1. 給水止水等工事							
水道管							
給水止水工事			1.0	ヶ所			
メーターボックス引上げ			1.0	ヶ所			
下水道							
根切り		BH0. 28m3	0.8	m3			
埋戻し		BH0. 28m3	0.8	m3			
根切り		BH0. 8m3	8.4	m3			
埋戻し		BH0. 8m3	8.4	m3			
配管切断(樹脂製)		保温無 100A めくらキャップ 込	1.0	ヶ所			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管(VU)撤去		再使用しない 30管100A	22.8	m			
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管(VU)撤去		再使用しない 75管150A	4.8	m			
重機運搬費		排出ガス対策型 小規模土工	1.0	台			
再 計						156,344	



看護婦宿舎

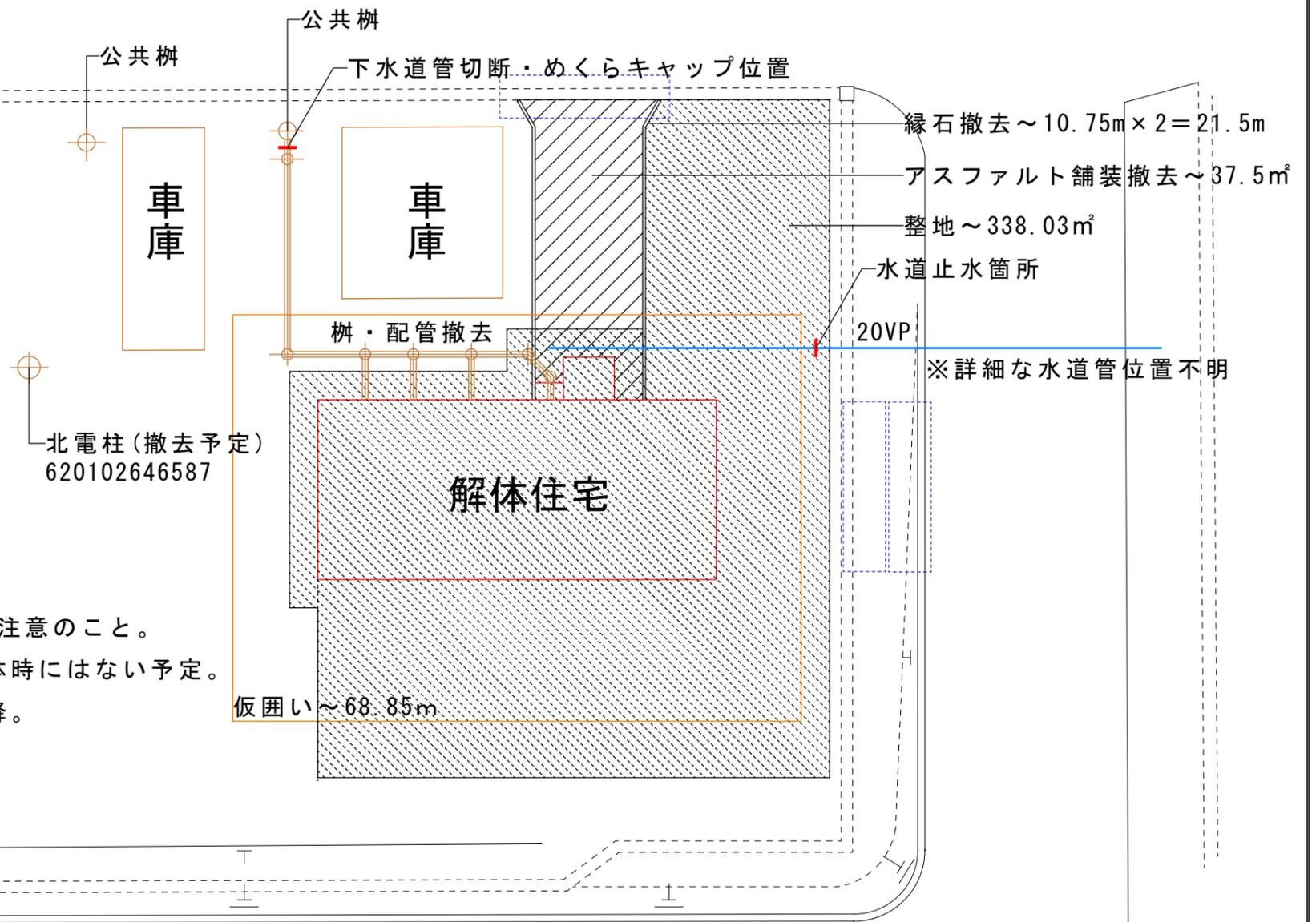
車庫

車庫

解体住宅

面積表			
	1階	2階	小計
C B造	79.85㎡	0㎡	79.85㎡
木造	11.43㎡	31.95㎡	43.38㎡
小計	91.28㎡	31.95㎡	123.23㎡

※車庫2棟は撤去しないので、十分注意のこと。
 ※北電柱は撤去申請済みなので解体時にはない予定。
 ※入居中。解体作業は11月12日以降。



幌加内町役場建設課

管理建築士 1級建築士登録第287986号
 藤田 夏樹
 設計年月日 2018・10・12(H30)

課長 係長 係 製図 図面訂正

工事名 元職員住宅解体工事
 図面名 配置図

縮尺 1/200 (A3)

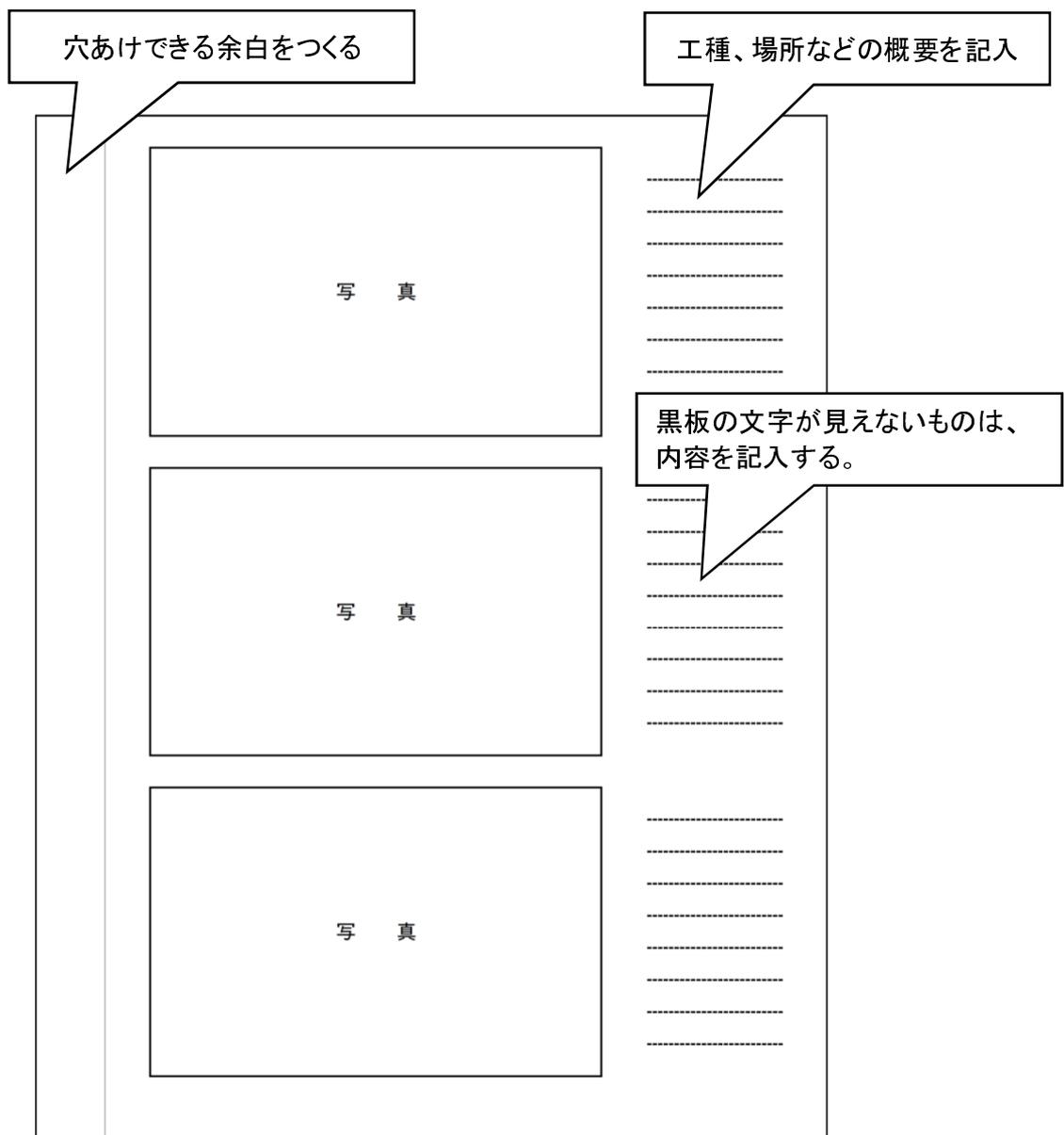
図面番号 1/2

○2部作成します。

①成果品に綴る(着工前、完成、工程写真、立会写真)

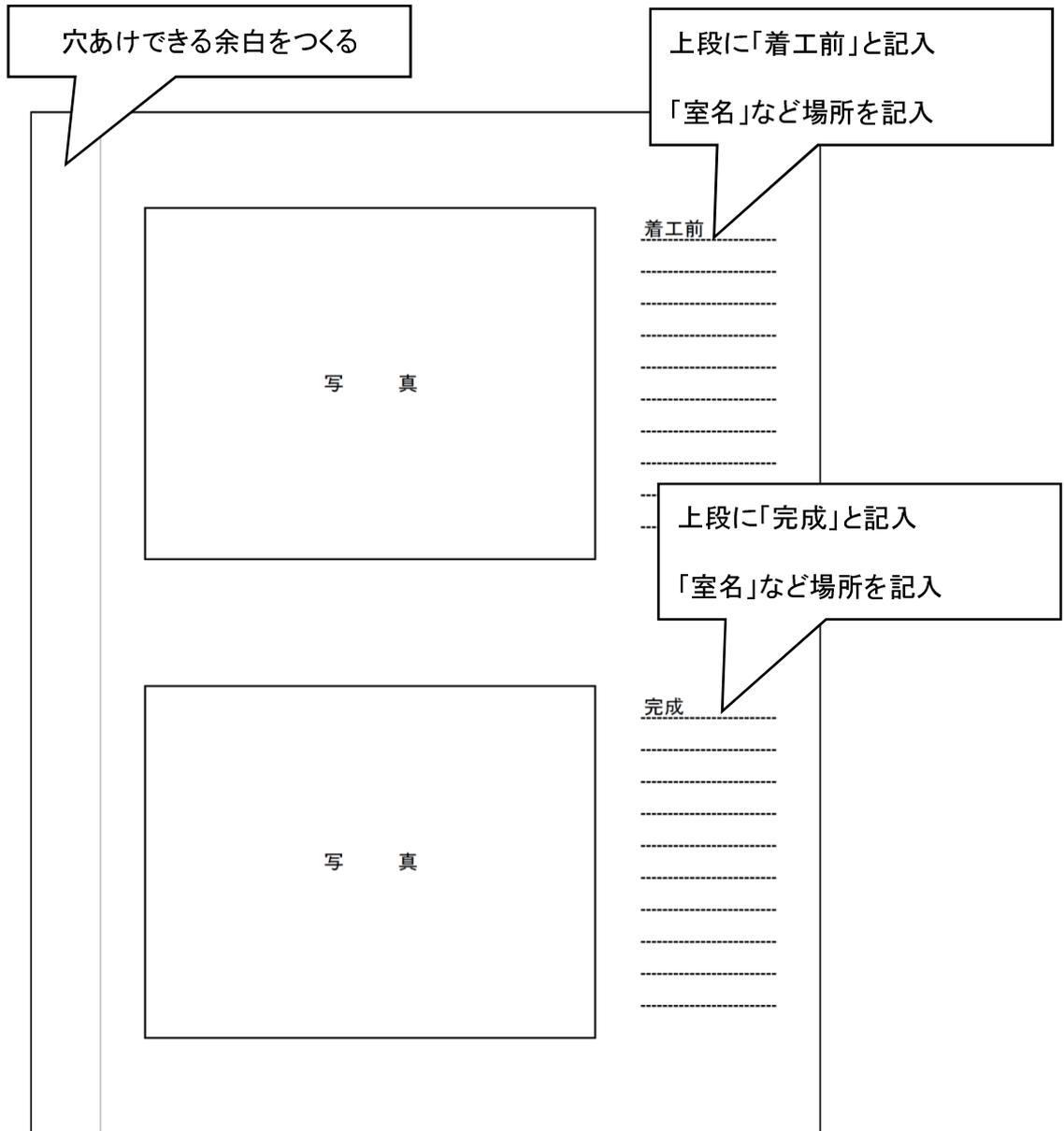
②工事完成通知書に綴る(着工前、完成)

■工程写真、立会写真のまとめ方



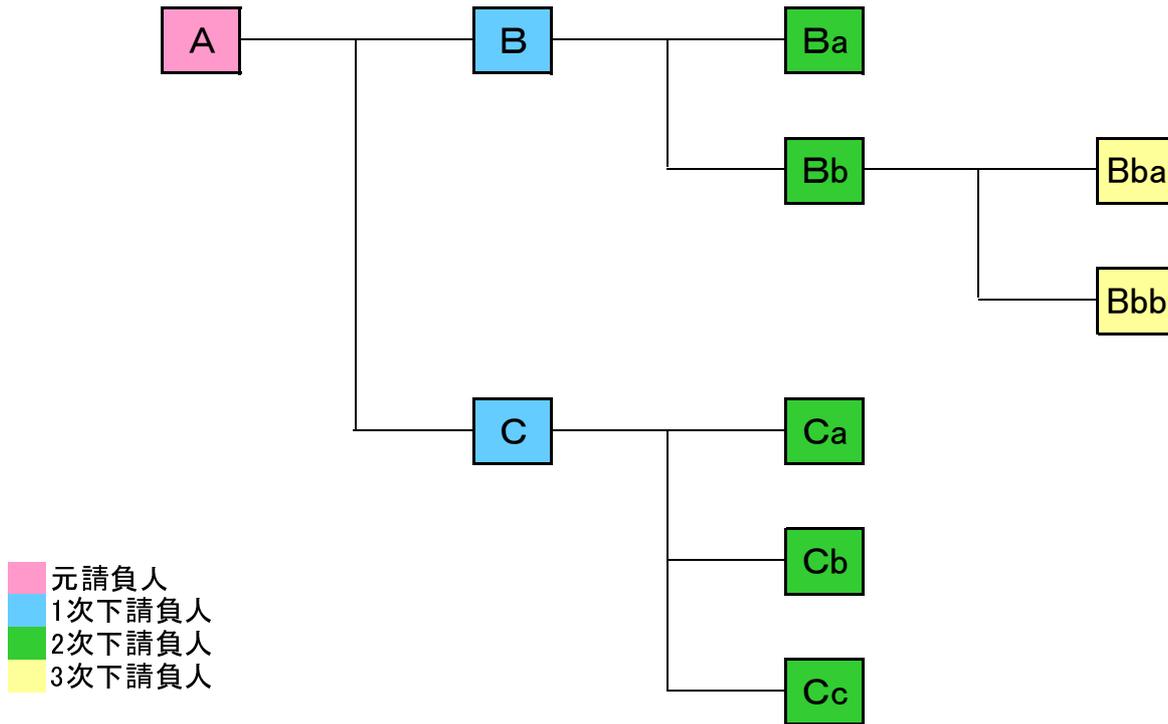
※工程写真の並べ方は設計書の工種順

■着工前、完成写真のまとめ方



※完成は黒板不要

※「着工前」と「完成」は同じ構図で撮影し、前後がわかるようにする。



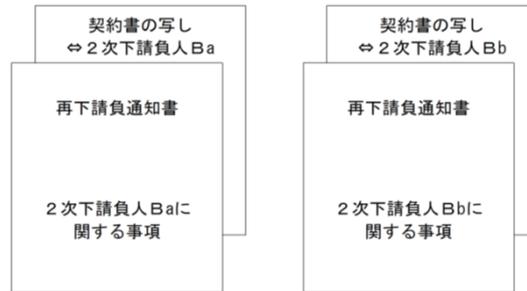
- 元請負人
- 1次下請負人
- 2次下請負人
- 3次下請負人

A

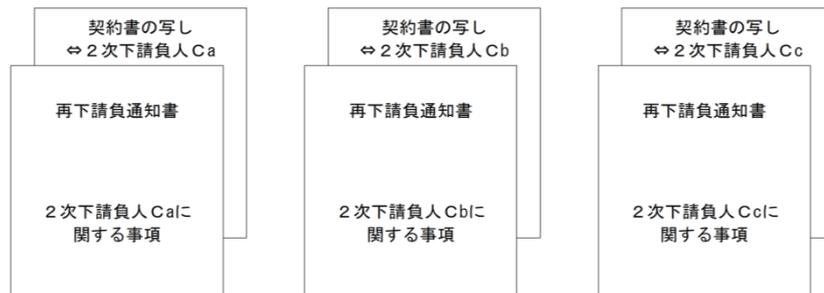
- 施工体制台帳作成
 - ・ 台帳を現場内に保管(最後に成果品として提出のこと)
 - ・ 上記に加え、写しを発注者に提出(本工事では写しの提出は不要)
- 施工体系図作成
 - ・ 工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示
 - 例: 工事看板横など
- 施工体制台帳に添付すべき書類
 - ・ 発注者との契約書の写し
 - ・ 下請負人との契約書の写し(注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)
 - ・ 配置技術者(監理技術者、主任技術者)が資格を有する事を証する書面(専任を要する監理技術者の場合は監理技術者証の写しに限る)
 - ・ 配置技術者(監理技術者、主任技術者)の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)
 - ・ 専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し(国家資格等の技術検定合格証明書等の写し)
- 施工体制台帳の構成

B C

- 再下請負通知書の作成
- 再下請負通知書に添付すべき書類
 - ・ 2次下請負人との契約書の写し(注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)
 - 1次下請負人BならBa、Bbとの契約書の写し
 - 1次下請負人CならCa、Cb、Ccとの契約書の写し
- 1次下請負人関係書類構成



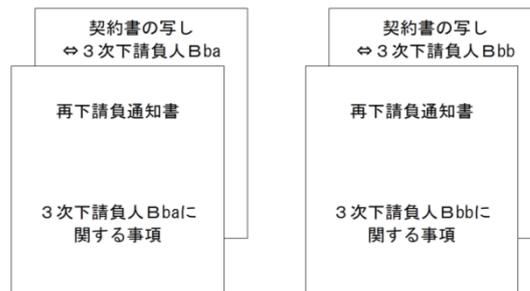
1次下請負人B作成分



1次下請負人C作成分

Bb

- 再下請負通知書の作成
- 再下請負通知書に添付すべき書類
 - ・ 3次下請負人との契約書の写し(注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)
- 1次下請負人関係書類構成



2次下請負人Bb作成分

※2次下請負人Ba、Ca、Cb、Ccについては、再下請負していないため作成なし。
 ※3次下請負人Bba、Bbbについては、再下請負していないため作成なし。